

令和4年度 市民税・県民税申告書 書き方
提出期限：令和4年3月15日(火)

●はじめに

住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号(マイナンバー)等を記入してください。
※印字されている場合は内容に間違いがないかご確認ください。

【申告が必要な人】

- ①令和4年1月1日現在、那珂川市に住所がある人
- ②令和3年1月1日から令和3年12月31日までに所得のあった人

③確定申告の必要はないが市民税の申告が必要な人
・所得税において給与所得以外の所得が20万円以下の人
・所得税において公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

【申告が必要ない人】

- ①所得税の確定申告を提出した人
- ②給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人

※この申告書は、市民税・県民税および国民健康保険税等の算定資料となります。所得証明書・課税(非課税)証明書等の各種証明書発行の際にも必要となりますので、期限内に申告いただきますようお願いいたします。
※国民健康保険に加入している人は、保険料の算定資料となりますので、収入がなかった場合でも申告書の提出にご協力をお願いいたします。

【申告に必要なもの】			
必ず提出および提示いただくもの		〇個人番号カード(マイナンバーカード)、または通知カード※写しでも可 〇本人確認書類(運転免許証・パスポート等)※マイナンバーカードをお持ちでない場合	
所得金額	種別	提示または提出書類(窓口受付の場合)	添付書類(郵送の場合)
	営業・農業・不動産・雑(イ業務)等	〇収入金額と必要経費がわかる書類等	不要 (申告書裏面の各内訳を記入)
	給与	〇源泉徴収票 ※源泉徴収票がない場合・給与明細書・事業主の支払証明書等金額のわかるものを提示または郵送してください。	不要
	ア 公的年金等 ウ その他	〇源泉徴収票 〇収入と必要経費のわかる書類等 ※個人年金の場合：支払額と必要経費(掛金額)がわかるもの	不要 要
雑	総合譲渡・一時	〇収入と必要経費のわかる書類等	要
所得から差し引かれる金額	種別	提示または提出書類(窓口受付の場合)	添付書類(郵送の場合)
	雑損控除	〇被災証明書等被害にあったことがわかる証明書 〇災害等関連支出の領収書	要
	医療費控除	〇『医療費控除の明細書』 〇各種証明書 ※おむつ証明書等 〇医療費通知(医療費のお知らせ)(原本) ※医療費通知を添付し、『医療費控除の明細書』の記載を省略する場合があります。	要
	セルフメディケーション税制の場合	〇セルフメディケーション税制の明細書 〇一定の取り組み(予防接種等)を行ったことがわかる書類	要
	社会保険料控除	〇国民健康保険・介護保険・国民年金・後期高齢者医療保険等の納付証明書または領収書等支払額がわかるもの	要
	小規模企業共済等掛金控除	〇掛金額の支払証明書(個人型確定拠出年金など)	要
	生命保険及び地震保険料控除	〇生命保険・個人年金・地震保険料控除証明書	要
	扶養控除	〇扶養親族のマイナンバーカードまたは通知カード※写しでも可 ※国外居住親族を扶養にとる場合は、必要書類が異なりますのでお問い合わせください。	要
	障害者控除	〇障害者手帳(身体・精神・療育等)	要
	勤労学生控除	〇各種学校や法人から交付される証明書等	要
寄附金控除	〇寄附先及び寄附額のわかるもの(寄附受領証明書等)	要	

令和4年度 市民税・県民税申告書

(あて先) 那珂川市長 付 受 印 年 月 日 提出	令和4年1月1日の住所 ふりがな	資料番号	入力確認 1	2	入力年月日
	氏名	整理番号			
	生年月日	職業	生年月日		
	個人番号	世帯主からみた続柄	申告が本人でない場合のみ記入 ふりがな	続柄	代理申告人

1 収入金額等	事業	営業等	1		
		農業	2		
		不動産	5		
		利子	6		
		配当	7		
	給与	一般	64	8	
		区			
		専従	分	9	
	雑	ア 公的年金等	10		
		イ 業務	60		
		ウ その他	61		
総合譲渡	短期	12			
	長期(1/2前)	13			
一時(1/2前)	14				

2 所得金額	事業	営業等	16	
		農業	17	
		不動産	20	
		利子	21	※ 記入不要
		配当	22	
	給与	一般	23	※ 記入不要
		専従		
	雑	ア 公的年金等	24	※ 記入不要
		イ 業務	62	
ウ その他		63		
総合譲渡・一時	26			
合計	27	※ 1		

※1【収入がなかった場合】合計(27)に『0』を記入してください

●【1 収入等および 2 所得金額欄の記入について】

申告書記入欄(表)		所得の種類		申告書記入欄(裏)
1 収入	2 所得			※申告時の注意点
1	16	営業等	小売業・生命保険等外交員等	〇裏面5(1)~(4) 営業等所得・農業所得・不動産所得・雑所得(イ業務)の内訳を記入してください。
2	17	農業	農業・畜産業等	
5	20	不動産	地代・家賃等	・窓口にて申告する場合は、収入と経費のわかるものをご持参ください。
60	62	雑(イ業務)	原稿料、講演料、シェアリング・エコノミー、食料品の配達等の副収入	
6		利子	国外の銀行等の預金の利子等	〇裏面記載不要 ・国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されていないものを記入してください。 ・収入金額のみ記入してください。
7	22	配当	株式や出資金の配当等	〇裏面7:配当所得の内訳を記入してください。
8		給与(一般)	勤務先から受ける給与、賞与、賞金等(パート・アルバイト含む)	〇裏面4:給与収入の内訳を記入してください。 ・収入金額のみ記入してください。 ・複数からの収入がある場合は、主たる給与支払者を記入してください。
9		給与(専従)		
61	63	雑(ウその他)	個人年金、暗号資産取引等	〇裏面6 雑所得(ウその他)の内訳を記入してください。 ・窓口にて申告する場合は、収入、経費(掛金等)のわかるものをご持参ください。
12		総合譲渡(短期)	土地・建物以外の資産の売却等保有期間が5年以内の資産の譲渡	裏面8:総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項を記入してください。
13	26	総合譲渡(長期)	土地・建物以外の資産の売却等保有期間が5年を超える資産の譲渡	・特別控除について 総合譲渡(短期・長期合わせて):50万円まで(※) 一時所得:50万円まで(※) ※収入・経費の金額が →50万円以下の場合:その金額全て →50万円を超える場合:上限50万円
14		一時	生命保険に基づく一時金等	

【3 所得から差し引かれる金額欄の記入について】

◆雑損控除：該当する場合は各項目に記入してください。

対象者：災害、横領等により住宅や家財等に損害を受けた人

◆医療費控除◆社会保険料控除◆小規模企業共済等掛金控除
◆生命保険料控除◆地震保険料控除

令和3年1月1日から令和3年12月31日までに支払った金額を記入してください。

◆医療費控除：「セルフメディケーション税制」の適用を受ける人は「セルフ」の欄に「√」を記入してください。

※セルフメディケーション税制の適用には一定の取り組みを行ったことがわかる書類を添付してください。

(例：健康診断の領収書または結果通知表等や予防接種の領収書等)

本人に関する事項

◆勤労学生控除：該当する場合は欄に「√」および学校名を記入してください。

対象者：大学や各種学校の学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、給与所得等以外の所得が10万円以下の人

◆ひとり親控除：該当する場合は欄に「√」を記入してください。

対象者：現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明等の人で、以下の①～③のいずれにも当てはまる人

①合計所得金額が500万円以下
②他の人の扶養となっていない総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる

③事実婚関係と同様の事情にあると認められる者(※)がいない
※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などと記載されている人をいいます。

◆寡婦控除：該当する場合は欄に「√」を記入してください。

対象者：「ひとり親控除」に該当しない人で、以下の①～③のいずれにも当てはまる人

①合計所得が500万円以下
②・夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明等の人
・夫と離別した後婚姻をしていない人で、合計所得が48万円以下の扶養親族(※)を有する人

③事実婚関係と同様の事情にあると認められる者がいない
※他の人の扶養親族とされている人を除きます。

共通事項

◆障害者控除：該当する場合は欄に「√」および等級を記入してください。

対象条件：令和3年12月31日現在において、申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が以下のいずれかの要件に該当する場合は記入してください。

(1)下表の手帳等の交付を受けている。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳
特別障害者	1級・2級	A	1級	特別項症、1～3項
普通障害者	3級以下	B	2級・3級	4項～

(2)厚生労働省又は市町村発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている。

◆調整控除：該当する場合は欄に「√」を記入してください。

給与等の収入金額が850万円を超える人で以下のいずれかの要件に該当する場合は記入してください。

- ①本人・同一生計配偶者(※1)・扶養親族(※2)が特別障害者に該当する場合(身体1・2級/精神1級/療育A等)
- ※1 配偶者に関する事項に記載があり、配偶者特別控除ではない人
- ※2 扶養親族に関する事項に記載のある人
- ②23歳未満(※3)の扶養親族がいる場合
- ※3 平成11年1月2日以降に生まれた人

配偶者に関する事項

◆同一生計配偶者(控除)：該当する場合は欄に「√」を記入してください。

対象条件：配偶者が以下の①②のいずれかに当てはまる場合は記入してください。

①同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得が48万円以下

②控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下

※生計を一にする配偶者が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない場合に限り適用。
※夫婦がお互いに配偶者控除を適用することはできません。
※同居・別居の欄に「√」を記入し、別居の場合は裏面「9」もご記入ください。

◆配偶者特別控除：該当する場合は欄に「√」を記入してください。

対象条件：配偶者が控除対象配偶者に該当せず、以下の①～③の要件すべてに当てはまる場合は氏名、生年月日、個人番号及び配偶者の合計所得(※)欄に記入してください。(※収入額ではなく所得額を記載してください)

①申告者本人の合計所得金額1,000万円以下

②生計を一にする配偶者が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない

③生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円未満
※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
※同居・別居の欄に「√」を記入し、別居の場合は裏面「9」もご記入ください。

扶養親族に関する事項

◆扶養控除：別居の場合は裏面「9」もご記入ください。

対象条件：扶養親族(配偶者除く)がいる場合で以下の①②すべてに該当する場合は記入してください。

①生計を一にする親族が他の納税義務者の扶養親族および事業専従者に該当しない

②生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下

◆16歳未満の扶養親族：別居の場合は裏面「9」もご記入ください。

対象条件：扶養控除の条件を満たす16歳未満の親族がいる場合は記入してください。

・16歳未満…平成18年1月2日以後に生まれた人
※16歳未満の扶養親族には所得控除はありません。

雑損控除	報告の原因	報告年月日	報告資産の種類	損害金額	補てんされた金額	差引負担額
医療費控除	セルフ	支払った医療費			補てんされた金額	差引負担額
社会保険料控除	(国民)健康保険 (源) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険(源) <input type="checkbox"/> 介護保険 (源) <input type="checkbox"/> 国民年金・その他 (源) <input type="checkbox"/>					
小規模企業共済等掛金控除	第一種共済掛金・企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金等の支払合計額					
生命保険料控除	新生命保険料の計		新個人年金保険料の計		介護医療保険料の計	
	56		57		58	
地震保険料控除	旧生命保険料の計		旧個人年金保険料の計		生命保険料および地震保険料の支払額を記入してください。	
	44		45			
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計			
	47		46			

本人に関する事項	
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> その他() 等級 級
勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生 [学校名] 調整 <input type="checkbox"/>
寡婦	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/>
配偶者に関する事項	
氏名	生年月日 明・大・昭・平
個人番号	900 <input type="checkbox"/> 921 <input type="checkbox"/>
配偶者の合計所得	48 配偶者特別控除 <input type="checkbox"/>
同一生計配偶者	<input type="checkbox"/> ※別居の場合は、裏面「9」も記入してください。 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 調整 <input type="checkbox"/>
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> その他() 等級 級
扶養親族に関する事項	
氏名	続柄 調整 <input type="checkbox"/>
1 生年月日	明・大・昭・平 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
個人番号	901 <input type="checkbox"/> 922 <input type="checkbox"/>
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> その他() 等級 級
2 氏名	続柄 調整 <input type="checkbox"/>
生年月日	明・大・昭・平 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
個人番号	902 <input type="checkbox"/> 923 <input type="checkbox"/>
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> その他() 等級 級
3 氏名	続柄 調整 <input type="checkbox"/>
生年月日	明・大・昭・平 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
個人番号	903 <input type="checkbox"/> 924 <input type="checkbox"/>
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> その他() 等級 級
4 氏名	続柄 調整 <input type="checkbox"/>
1 生年月日	平・令 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
個人番号	911 <input type="checkbox"/> 925 <input type="checkbox"/>
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> その他() 等級 級
2 氏名	続柄 調整 <input type="checkbox"/>
生年月日	平・令 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
個人番号	912 <input type="checkbox"/> 926 <input type="checkbox"/>
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> その他() 等級 級

3
所得から差し引かれる金額

扶養親族の16歳未満の子

※別居の扶養親族等がある場合は、裏面「9」も記入してください。

【その他の注意事項】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。郵送の際は、表面の「申告に必要なもの」をご確認いただき添付書類を必ず同封してください。
- 提出期限を過ぎた場合でも受付いたしますが、所得証明書・課税(非課税)証明書などの各種証明書の発行時期が遅れる場合や、国民健康保険等の各種保険料等の算定が遅れる場合がございますのでご了承ください。
- 申告書の記入等で不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【申告書の提出先・問い合わせ先】
那珂川市役所 税務課 市民税担当
〒811-1292
福岡県那珂川市西隈1-1-1
TEL 092-953-2211(内線 164・165)
mail zeimu@city-nakagawa.fukuoka.jp